

船総第1066号

平成28年11月25日

船橋市監査委員 様

船橋市長 松戸 徹

平成27年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成28年2月15日付にて船橋市包括外部監査人から提出された平成27年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見については必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しております。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
1	61、62	共通	意見	<p>高齢者の見守りに関する需要を把握した方が良いと考える。見守りが必要な高齢者に関して、事業利用者等の各課の把握している情報の突合等を行い、漏れなく把握できるシステムを確立すべきである。</p> <p>さらに、地域福祉課の避難行動要支援者名簿の情報を共有することも考えられる。平成28年春に施行される改正消費者安全法は、経済的な面の見守りが必要な高齢者の情報を地域で共有できるようになり、これとの連携も必要となる。</p> <p>そこで、見守りに関わる各課の情報を集約し、見守りが必要な高齢者を特定し、各事業に結び付けられたい。なお、属人的な支援体制は、人事異動によってそのネットワークやノウハウが失われがちであるため、組織的に機能するような体制の構築が望まれる。</p> <p>地域ケア会議において、見守りや助け合いについて、個別ケアに至らない層のすくい上げが行われる必要がある。</p> <p>そこで、第一段階として、二次予防事業対象者把握事業、災害時要援護者見守り活動支援事業補助金、避難行動要支援者名簿等の情報を集約・活用して、自ら手を上げていないが見守りサービスが必要と思われる高齢者を抽出して、そうした者に対して的確にサービスを繋げることが考えられる。平成28年3月からの介護予防・日常生活支援総合事業の周知も活用して、申請主義から脱却し、必要な高齢者に必要なサービスが届くセーフティネットを作り上げるときと考える。</p> <p>その上で、市は、孤立する高齢者をなくすため、これまで以上に市民に互助意識を醸成し、事業の周知や助け合い活動の支援等を実施することにより、「助け合い活動」等が全市域で実施されるよう、互助・共助を進めることが望まれる。</p>	<p>各課で把握している情報について、全体的な突合・集約などは行っていないが、個別のケースで必要が生じた場合には、情報提供等の連携を行っている。</p> <p>地域ケア会議が主体となり、各地区の地域課題の抽出を行った。その地域課題を解決するためのひとつの取り組みとして、また地域ケア会議の理解促進を図ることを目的として、講演会を開催する。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業については、民生委員や介護支援専門員への説明会を開催するとともに、総合事業のリーフレットを作成し、周知を図った。</p>	<p>今後は情報の全体的な集約の必要性について、関係各課と協議する。</p> <p>また、7地区において、地域ケア会議が主体となった市民向けの講演会を開催する。</p>
2	63	共通	意見	<p>対象の高齢者に選択の機会を与えるために、多くの事業を実施してサービスを提供している状況において、ケアマネジャーや民生委員に事業全体に対する理解を深めてもらう必要がある。</p> <p>そのため、事業全体に関する定期的な研修会や勉強会等を開催することにより、ケアマネジャーや民生委員の事業に対する理解レベルの向上を図ることについて、検討されたい。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業については、民生委員や介護支援専門員への説明会の開催を行った。</p> <p>住宅施策の理解を深るため、包括支援センター職員やケアマネジャーを対象に、高齢者の住まいについて講演会を行った。また、講演会の中で住宅政策について事業の説明等を行った。</p> <p>その他、ケアマネジャー(事業所)や民生委員に対しては、所管事業の制度変更があった場合等には随時周知を行っており、十分ご理解いただいていると考えている。</p>	<p>左記のとおり措置済み。</p>
3	65	高齢者福祉課	意見	<p>ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業は、補助団体が地域のひとり暮らし高齢者に対して定期的に交流会を実施することにより見守りをしており、その実績報告から有効な事業と考えられるため、より普及されたい。</p> <p>地区社会福祉協議会に対し、助成していない団体への活動を促すよう指導等されたい。また、類似の事業である災害時要援護者見守り活動支援事業との一本化を検討すべきと考える。</p>	<p>平成28年3月に、各町会・自治会に加え、各地区社会福祉協議会に対しても事業概要を送付した。</p> <p>事業の一本化については、監査時点と同じ。</p>	<p>事業の普及と地区社会福祉協議会への指導については、左記のとおり措置済み。</p> <p>事業の一本化については、本事業と災害時要援護者見守り活動支援事業とは、補助対象とする団体(ひとり暮らし:町会・自治会、災害時:地区社会福祉協議会)・活動内容(ひとり暮らし:週1回の訪問、災害時:年4回の訪問)が異なり、事業の棲み分けができていることから、一本化の必要性は低いと考えている。</p>

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
4	67	高齢者福祉課	意見	ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業の補助金で購入した消耗品等は、複数回で使用することや持ち帰りも認めているとのことであるが、ひとり暮らし高齢者等に対する見守りとしての交流活動に要した費用として適当か検討し、適切に指導されたい。	平成28年度申請・報告時から、より見守りとしての交流活動の趣旨を踏まえた適正な支出に努めるよう、活動団体に対して個別に指導するよう改めた。	左記のとおり措置済み。
5	69	高齢者福祉課	指摘	ひとり暮らし高齢者入浴助成券に日付が記入されていない例がほとんどであるため、日付を記入させるように指導する必要がある。 各浴場から提出される請求書及び実績報告書は、年度当初に預かるのではなく、毎月提出を受けるべきである。	平成28年度入浴助成券に利用日を記入する旨を明記するとともに、各浴場に対しても記入を促すよう依頼した。 また、平成28年4月に各浴場と協議し、平成28年度分の書類から毎月の提出に改めた。	左記のとおり措置済み。
6	69、70	高齢者福祉課	意見	ひとり暮らし高齢者入浴助成券交付事業について、書類及び手続を簡素化させる方法の一つとして、各浴場に対して、当該浴場の利用申込者数当たり月額定額の補助にすることが考えられる。	監査時点と同じ。	本事業は、各浴場への補助ではなく、ひとり暮らし高齢者の利用者に対しての助成事業であることから、現行の支払い方法を継続したいと考えている。
7	72	高齢者福祉課	意見	軽度生活援助員の派遣について、市は、介護認定の申請があつたが認定されなかった者への通知文に「介護保険以外のサービスを利用できる場合があります」として、軽度生活援助員等の高齢者福祉サービスの問合せ先を掲載しているが、より丁寧な紹介がなされるべきと考える。 新規登録者の申込経緯は、地域包括支援センター経由が多いため、地域包括支援センターが、より周知することが望まれる。	平成28年2月から、事業の詳細が記載された「介護保険以外の在宅福祉サービス一覧」を要介護認定・要支援認定等結果通知書に同封している。 地域包括支援センターによる周知については、監査時点と同じ。	各地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員が参加する「地域包括ケア会議推進会議」において、改めて事業の周知を依頼していく。
8	74	高齢者福祉課	意見	緊急一時支援事業の周知について、介護認定の申請があつたが認定されなかった者への通知文に、緊急一時支援事業のチラシやマグネットを同封することが考えられる。 また、「介護認定の無い者」に限定(要支援等の認定直後で、ケアマネジャーやヘルパーが未定の場合を含む)しているが、緊急時の支援であるので、介護認定の有無で利用者を区分する必要はないと考える。	平成28年2月から、事業のチラシを要介護認定・要支援認定等結果通知書に同封している。 利用者の区分については、監査時点と同じ。	周知については、左記のとおり措置済み。 利用者の区分については、介護認定者への支援の必要性などを、今後研究していく。
9	76	高齢者福祉課	意見	緊急通報装置貸与事業について、高齢者の救急搬送の減少にも貢献することから、特に、他の事業を利用していない高齢者に対して普及されたい。	平成27年11月に、事業内容の一部変更に合わせて市内の各町会・自治会長あてに事業案内を送付し、周知を依頼した。 また、「介護保険・高齢者福祉ガイド」や広報ふなばし、市ホームページなどに事業概要を掲載するとともに、「まちづくり出前講座」等で事業説明を行うなど周知に努めている。	左記のとおり措置済み。 今後も効果的な周知方法について研究していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
10	78、79	高齢者福祉課	意見	高齢者等食の自立支援事業において、事業への登録者数と配食数の減少が著しい状況において、本事業が利用者のニーズを適切に満たしているかどうかを改めて見直すことが必要である。 高齢者を対象とした配食サービスは民間でも実施している事業であり、この点が登録者等の減少要因の一つとして認識されていることを鑑みると、利用者及び利用しなくなった登録者に対してアンケートを実施することによって対象者のニーズを再確認することで、より良いサービスの提供に繋がることが期待される。もし、市民のニーズが栄養管理サービスにあるということであれば、民間のサービスとの棲み分けとして、市としては栄養管理サービスに予算を集中するなどの対応について検討されたい。	監査時点と同じ。	対象者のニーズ調査について、平成28年度から委託先の福祉サービス公社と必要性の協議を開始する。
11	81	高齢者福祉課	意見	SOSネットワーク事業の評価指標として、「事前登録機関数」を追加されたい。事前登録機関数の増加は、認知症高齢者等の早期発見に繋がることから、効果的な指標になり得るためである。具体的には、「ファックス送信登録者数」と「メール配信サービス登録者数」の指標をそれぞれ設定することが望ましい。 また、各々の指標に係る目標値について、設定根拠を明確にすることが望まれる。	監査時点と同じ。	どのような評価指標が効果的か、「ファックス送信登録者数」「メール配信サービス登録者数」を含め今後研究し、設定根拠を明確にする。
12	81	高齢者福祉課	意見	SOSネットワーク事業では、所在不明となった高齢者を早期に発見して生命及び身体の安全確保を図るため、より多くの関係機関に協力を仰ぎ、登録を求められたい。 登録機関については、幅広い関係機関からの協力を得ている点は評価すべきである。とはいえ、発見件数が伸び悩んでいることに鑑みると、少しでも多くの関係機関に登録を求めることが望まれる。 登録機関数を増やすには、登録機関になり得るターゲットを明確にする必要があるが、現時点では具体的なターゲットは決まっていないため、協力を仰げそうな関係機関の洗い出し・整理から始められたい。ターゲットを明確にした上で、事業周知に有効な手段をターゲットごとに模索し、効果的・効率的に登録を促すことが望まれる。	監査時点と同じ。	効果的な登録機関を整理し、平成28年度実施予定の「徘徊模擬訓練」等の機会を捉え、登録を促していく。
13	81、82	高齢者福祉課	意見	所在不明となった高齢者の発見件数を直接的に増加させるには、包括支援課の「徘徊高齢者家族支援サービス事業」と連携して、適時に情報を共有されたい。 SOSネットワーク事業の利用者に対して、徘徊高齢者家族支援サービス事業を紹介し、必要な情報を共有するなど、事業間における協力体制を構築することが望ましい。	監査時点と同じ。	検索願やSOSネットワークの利用を申請した親族等に、警察から「徘徊高齢者家族支援サービス事業」を紹介してもらうなど、包括支援課及び警察と連携し、情報共有・協力体制の構築を図っていく。
14	84	高齢者福祉課	意見	やすらぎ支援員訪問事業について、過去の実績を踏まえても当初予算額に比して利用者数は伸び悩んでいるため、事業を見直すと同時に周知徹底することが望まれる。 市では、現行は「週1回3時間まで」としている訪問回数を「週3回6時間まで」とするなど、認知症高齢者を介護する家族にとって利用しやすい制度設計を研究しており、評価できる。 ただし、利用者数が少ない現状では、そもそもの登録者数を増やす試みも重要であるため、本事業に登録しない理由を把握して対処することが望まれる。具体的には、本事業の対象者であるが登録していない理由について、ケアマネジャーを通じてアンケート等調査を行うことを、市と公益財団法人船橋市福祉サービス公社(以下「福祉サービス公社」という。)の間で検討されたい。同時に、認知症高齢者の家族と接する機会の多い、地域包括ケアセンター及び在宅介護支援センターの職員や、ケアマネジャーに対して本事業を定期的に周知することが望ましい。	平成28年度より、訪問回数を「週1回3時間まで」から「週2回6時間まで」とする制度改正を行った。 この制度改正に併せ、地域包括ケアセンター・在宅介護支援センター・市内居宅介護支援事業所に対して事業案内を送付し、周知を行った。 アンケート調査については、監査時点と同じ。	事業の見直しについては、左記のとおり措置済み。 アンケート調査については、事業の性質上、多くの方が利用を必要とするものではなく、意見にあるようなアンケート調査を行うことは難しいと考えている。 周知については、今後も地域包括ケアセンター職員等に対して定期的に行っていく。
15	87	高齢者福祉課	意見	敬老行事事業費においては、高齢者に対し敬老記念品を交付することにより、長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るという目的がある。その目的自体は重要であるものの、高齢化の進行している現在の状況においては、対象年齢の高齢者に対して一律に支給するのではなく、限られた予算を本当に困窮している高齢者を支援する事業へ用いることが有意義である。 近隣市の中で予算が最大となることを鑑み、本事業規模の縮小について検討されたい。	監査時点と同じ。	今後の実施内容について、研究していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
16	91	高齢者福祉課	指摘	<p>敬老行事交付金においては、敬老行事の欠席者への記念品の贈呈も考慮し、75歳以上の高齢者の人数に一律2,000円を乗じた金額を敬老行事の実施費用として、敬老行事を実施する町会・自治会等に交付している。交付金は個人に2,000円分を分配するものではないが、欠席者に対する記念品を低廉にすることにより、もしくは、贈呈しないことにより、出席者が欠席者に対する予算の多くを享受できることになる。そのため、欠席者分の交付を継続する場合は、公平性の観点から、このようなことが無いようにする必要がある。</p> <p>そこで、欠席者に対する記念品に関して要綱等にて明文化し、出席者に係る費用が欠席者分と比較して大きな差が生じないように配慮することにより、公平性を確保することが求められる。その上で、敬老行事収支決算書においては記念品の内容や金額についての明瞭な記載を求め、記念品の贈呈内容が要綱等に沿って適切であるか確認することが必要である。</p>	<p>平成28年度より、申請の手引き(『敬老事業実施要領』)に欠席者への記念品の贈呈及び出席者・欠席者それぞれに係る経費に充てる交付金の差が極端に大きくなるよう明記した。</p> <p>また、敬老行事収支決算書に出席者・欠席者それぞれの記念品の金額の記載を求めるよう書式を変更した。</p> <p>実績報告時に収支決算書で出席者・欠席者それぞれの記念品金額を確認し、極端に差があった場合は来年度以降改善依頼することとした。</p>	左記のとおり措置済み。
17	91	高齢者福祉課	意見	敬老行事交付金の市における予算が近隣市の中で最大であることも鑑み、敬老行事への補助という観点から交付金額の算定方法を見直し、出席者の人数を勘案した金額で交付するなどの方法への変更について検討されたい。	監査時点と同じ。	交付金額の算定方法について研究していく。
18	93	高齢者福祉課	意見	老人クラブについて、今後は、30人未満となり休会もしくは解散した旧老人クラブの活動状況に関する調査に、取り組む必要がある。	<p>平成28年度より助成対象を20人以上に引き下げ、休会は2年間なのでこれを経過したクラブについては復活するのかどうか連絡をとっている。</p> <p>平成25年度～27年度に30人未満となり休会もしくは解散した旧老人クラブ(17クラブ)に連絡を取ったところ、解散したクラブは高齢化や現在活動していない等で全クラブが復活予定なし、休会したクラブは1クラブが今回の引き下げにより来年度復活予定とのこと。(28年3月回答あり。)</p>	休会したクラブについては2年間の猶予があるが、現状把握のため1年経過時にも連絡をとり、活動状況の調査に取り組む。
19	95	高齢者福祉課	意見	はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業において、公平なサービスの提供の観点から、アンケート等により改めて市民の要望を把握し、その上で、事業の見直しや、地理的に利用が困難な高齢者に向けた代替サービスの提供も含めて検討されたい。	監査時点と同じ。	<p>平成22年度の事業見直しでは「介護予防事業への参加者」や「老々家族介護者」を新たに助成対象とし、その後も一定の利用があることから、改めて事業の見直しを行うことは今のところ考えていない。</p> <p>また、平成22年度の事業見直し時において利用が少なかったとは考えておらず、むしろ今後の更なる利用者数の増加に対応するため、見直しを行ったものである。</p>

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
20	96	高齢者福祉課	指摘	<p>はり、きゅう、マッサージ等施術費の助成券に関する交付者名簿は、発行することに日付、交付先、管理番号等を記載する形式である。これを、管理番号順の台帳を作成しておき、交付あるいは書き損じ等の際にその管理番号の欄に顛末を記載する運用に変更することにより、交付者名簿において欠番の顛末が明らかにされない点や、誤って同一番号で二重に記載されること、さらには、交付した出張所の記載誤りといった不備は解消される。</p> <p>また、未使用助成券について、管理の観点から、交付者名簿と照合の上で廃棄すべきである。交付者名簿の様式を管理番号順の台帳を作成しておく様式に変更することにより、未使用であるはずの助成券の番号を把握しやすくなることから、廃棄の際の交付者名簿との照合が容易に実施可能となる。以上を鑑み、交付者名簿の様式について検討するとともに、未使用助成券の廃棄方法についても検討し、助成券の管理を十分に実施する必要がある。</p>	<p>平成28年度から、交付者名簿について番号順にソートし、二重記載・記載誤りを定期的にチェックするよう改めた。</p> <p>また、未使用助成券も数量・番号をチェックしたのちに、厳重に廃棄するよう改めた。</p>	左記のとおり措置済み。
21	98	高齢者福祉課	意見	<p>高齢者福祉タクシー事業の対象者が、情報を入手できずに不利益を被ることがないように、今後さらなる事業周知を行うことが望まれる。</p> <p>具体的には、タクシーを利用する支援対象者に事業を周知するために、市が協定を結んでいるタクシー会社の車両に、条件を満たせば運賃助成を受けられる旨を掲示することが有効である。</p>	監査時点と同じ。	現在も様々な周知を行っているが、さらなる利用促進のため、タクシー会社への協力依頼も含めた事業周知方法を研究していく。
22	98	高齢者福祉課	意見	<p>高齢者福祉タクシー事業における、「要支援2～要介護5の認定者数に対する交付者数の割合」(以下「交付率」という。)が30%であることの妥当性を判断するために、比較対象を定めることを検討されたい。</p> <p>交付率30%の十分性について、市民の納得を得るためには、他市における事業内容や実施状況(実際の交付率)を継続的に把握して、船橋市との比較を行うことが望まれる。市では、県内の各自治体における福祉タクシー事業の実施状況(事業の内容・実施方法等を含む)は把握しているため、その情報を有効活用されたい。</p>	監査時点と同じ。	他市の事業内容や実施状況を継続的に把握し、交付率の妥当性を研究しながら、事業運営に活用していく。
23	101	高齢者福祉課	指摘	<p>老人憩の家管理運営費では、平成26年度において、当初予算額と決算額が約590万円乖離するため、老人憩の家の「新規設置見込数」の実態に基づいて、当初予算額を積算すべきである。</p> <p>新規の設置に関する申し出があることを見込んで、新規分の予算額を設けることには、合理性が認められる。しかし、現時点における新規設置見込数は6施設であり、直近3年の新規設置数に比べて、新規設置見込数が5、6か所も多い。新規設置見込数を見直して2～3施設とすることで、実態に則した予算を編成すべきである。</p>	平成28年度予算より、新規設置見込数を3施設として予算編成している。	左記のとおり措置済み。 引き続き実態に基づいた予算編成を行う。
24	101	高齢者福祉課	意見	<p>老人憩の家の延べ利用人数は平成22年度から減少傾向にあり、4年間で445人減少しているため、利用人数を増やすための対策を行うことが望ましい。</p> <p>市では、老人クラブの助成金の説明会(年1回)における周知を予定しているが、周知の際には、老人憩の家の存在を伝達するだけでなく、様々な活動例の紹介等、積極的な情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>また、高齢者が老人憩の家に集う意欲をかきたてるため、現状は9か所の老人憩の家で年に20回開催されている「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」について、開催施設数を増やすことも検討されたい。</p>	<p>老人クラブ助成金の説明会において、各老人憩の家でどのような活動が行われているか、簡単な案内を配布した。</p> <p>「ひとり暮らしいきいき健康教室」については、現在開催している以外の老人憩の家は利用者が多く、現状の活動内容から増やすことは困難である。</p>	引き続き積極的な情報提供を行い、利用人数の増加を図る。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
25	104	高齢者福祉課	意見	<p>老人福祉センター管理運営事業において、アンケートにより利用者の声についての調査をしている以上、継続して40%を超過している入浴料の変更に関する利用者の意見に対して、説明をすることが望まれる。</p> <p>市としては、現状においても現在の入浴料について適当と回答している利用者が過半数となっており、説明の必要性はないと考えているが、利用者にとってアンケートへ回答することが意味のあることであると認識させるためにも、たとえば、アンケート結果に市としての見解を付すことにより、利用者の理解を得ていくことが望まれる。また、老人福祉法や国の設置運営要綱の背景はあるものの、今後の市民の声を踏まえた上で、入浴料の変更も含めた検討を実施する必要性がある。</p>	監査時点と同じ。	28年度末に実施する利用者アンケートより、その結果に市の見解を付すか検討を行う。
26	107	高齢者福祉課	意見	<p>高齢者いきいき健康教室は、住民からのニーズが高い施策であるため、希望者の75%しか受講できない現状では、早期に改善策を講じられたい。</p> <p>改善策としては、希望者数に見合うだけの会場を新規に確保することが最も望ましい。新規の会場確保が困難な場合には、(1)1人当たりの参加日数を減らして総定員を増加させることや、(2)代替案として類似事業を積極的に実施することも考えられる。</p> <p>(1)について 1人当たりの参加日数を減らして総定員を増加させるためには、人気会場では半年単位で受講者を入れ替えることや、1か月に1回の受講(現状は1か月に2回)とすることが挙げられる。市では、受講者の意見をもとに今後検討したいと考えているが、希望者が参加できない状況を改善するために、早急な意見聴取と対応が望まれる。</p> <p>(2)について 類似事業としては、「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」(ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業)があり、平成27年度には、(表Ⅱ-15)ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室の実施状況に示すとおり、会場周辺等の11会場において年に合計220回開催している。 ここで、類似事業である「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」を積極的に実施することは、受講希望者を分散させ、結果として補欠者を減らすことに繋がるため、「ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室」の開催施設数を増やすことも検討されたい。</p>	<p>(1)について 平成28年度より、1会場増やした。また、毎回応募者が多い会場の受講者に対してアンケートを実施、その結果を基に①前期・後期制、②月1回通年制、③現状のままを検討予定。</p> <p>(2)について 監査時点と同じ</p>	<p>(1)について アンケート結果を基に今後の方針を決める。</p> <p>(2)について 講師・会場ともに確保が困難であるが、引き続き検討していく。</p>
27	110	高齢者福祉課	意見	<p>いきがい対策事業におけるシルバー身分証の周知として、高齢者いきいき健康教室や老人憩の家等、高齢者が実際に集まる場所で周知を行うことや、例えば運転免許証を自主返納された者等に対して、運転免許証返納時にシルバー身分証を持つことを勧めるなどの周知手法を検討されたい。</p>	<p>老人クラブ助成金の説明会において、案内を配布したほか、高齢者いきいき健康教室においても、各会場において教室の初回に事業案内を行った。また、公共施設内老人憩の家にチラシを設置した。更に、町会宛の郵送物の中にもチラシを同封し、周知を図った。</p>	<p>介護保険・高齢者福祉ガイドの送付の際(新規ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯へ7月下旬頃に送付予定)に、チラシを同封し、更なる周知を図る。</p>
28	112	高齢者福祉課	意見	<p>高齢者住宅改造費助成事業の助成について、持家だけでなく、賃貸も可能であるが、周知できていない。賃貸物件のオーナーの理解を進めるべきと考える。</p> <p>介護予防の観点から、民生委員の情報や高齢者福祉課等の名簿情報等を活用して、バリアフリー化が未了の世帯に、必要な支援を行うことを検討されたい。</p> <p>また、閉じこもり防止のため、要支援・要介護認定者でなくとも対象とすることを検討されたい。</p>	<p>賃貸物件が助成可能であることの周知と、バリアフリー化未了世帯への支援については、監査時点と同じ。</p> <p>平成28年度より、要支援・要介護認定を受けていない者への助成事業を開始(所管:住宅政策課)。</p>	<p>賃貸物件への助成については、事業案内に「賃貸住宅にお住まいの方もご利用いただけます」と明記するなど周知に努めているが、より効果的な周知方法を研究する。</p> <p>バリアフリー化未了世帯への支援についても、効果的な支援方法を研究する。</p> <p>要支援・要介護認定者でない者への支援については、左記のとおり措置済み。</p>

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
29	114	高齢者福祉課	指摘	<p>高齢者住宅整備資金貸付事業は、貸付件数が例年少く、平成25、26年度には貸付がないことを踏まえると、本事業は見直しの時期に至っているといえる。</p> <p>現状の事業内容を前提とした改善策も必要であるものの、今後も貸付件数0件の状況が続くことが想定される場合には、事業内容の抜本的な改革(もしくは廃止)も検討すべきである。</p> <p>なお、市では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの実現」を基本理念とし、高齢者の住まいに関する基本方針等を定める「船橋市高齢者居住安定確保計画」を作成中である。高齢者住宅整備資金貸付事業は、当該計画における施策の一つ「住宅の質の向上」に含まれるため、事業内容の見直しにあたっては慎重な検討が必要である。</p> <p>検討の結果として事業を継続する場合には、その妥当性を裏付けるために、利用者を増やす具体的な手法を提示する必要がある。</p> <p>また、本事業は、決算額が0円であるため平成26年度における事務事業評価の対象外とされている。しかし、決算額が0円であるからこそ、事業の妥当性・効率性・経済性について十分な検討が必要である。事業の評価においては、成果を適時・適切に把握するために、たとえ決算額が0円であっても評価対象とし、事業の見直しに役立てるべきである。</p>	監査時点と同じ。	今後の貸付実績を見つつ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「高齢者居住安定確保計画」との整合を考慮しながら、廃止も含めた制度の見直しを検討していきたいと考えている。
30	115	包括支援課	意見	<p>医療関係者に地域ケア会議への参加を呼び掛けているものの、参加していない地区が24地区中2地区ある。</p> <p>市は、さらに医療関係者に参加を促されたい。</p> <p>また、市は、地域ケア会議において、これまで以上に良い取組事例を検討し、それを実行に移すことにより、レベルアップを図り、地域の見守り体制が構築されるようにされたい。</p>	2地区のうち1地区に医療関係者が参加することとなった。残りの1地区については、6月に開催した地域ケア会議にて、改めて医療関係者の参画について話し合いを行い、候補者に打診しているところである。引き続き、各地区の取り組み事例などを共有し、地域の見守り体制の構築に努める。	左記のとおり措置済み。
31	117	包括支援課	意見	<p>二次予防事業費の評価には、実参加人数という「量」の指標を掲げているが、事業の「質」を高めるためには、質に関連する評価指標(二足歩行のスピード改善者の割合等)を設けることが望ましい。</p> <p>一般介護予防事業においては、短期的・長期的な質の向上に関連する評価指標を設けられたい。また、事業の参加終了後にもケアマネジャーが予防メニューを作成して提供するなど、継続的な支援とその効果測定を行う仕組みを構築することが望まれる。</p>	介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、二次予防事業は廃止となった。よって、質に関連する評価指標を設けることは出来ない。新たに開始された一般介護予防事業は、本人が主体的に参加する事業であり、必ずしも専門職が支援を行うものではないが、事業参加後も自主的に介護予防の取り組みが行えるようなメニューとした。	左記のとおり措置済み。
32	120	包括支援課	意見	<p>医療機関短期入所在宅介護支援事業の利用者を増加させるために、ケアマネジャーを通じて制度周知を図る際にアンケートを行い、潜在的な利用者がなぜ利用をしないのか、本事業の改善点のポイントや課題等利用者が少ない要因を正確に識別し、それに対応することが望ましい。</p>	居宅介護支援事業所向け研修会にて、ケアマネジャーにアンケートを実施したところ、「制度自体知らなかった」及び「制度は知っていたが詳細は知らなかった」と回答した者が約7割いたことから、新人ケアマネジャー研修など、引き続き機会を見つけ制度の周知を図っていく。	左記のとおり措置済み。
33	122	包括支援課	意見	<p>地域包括支援センター運営協議会に欠席の場合でも、事前に質問や意見をを行うことはできるが、地域包括支援センター運営協議会に直接出席して意見交換を行うことが、会議の質を高める上では大切と考える。</p> <p>地域包括支援センター運営協議会の開催月はあらかじめ決定されているが、開催月だけでなく日についてもあらかじめ決定しておくという手法も考えられる。</p>	第2回地域包括支援センター運営協議会の開催にあたっては、開催の1か月前に開催通知を送付した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
34	122	包括支援課	意見	地域包括支援センター運営協議会の委員再任にあたり、現在は考慮基準等がなく、団体より推薦のあった者をそのまま委員として据えている。 本協議会における委員再任にあたっては、過去の出席率や意見提示状況を考慮されたい。	監査時点と同じ。 現委員の任期が平成29年11月30日までとなっている。	任期満了に伴う各団体への推薦依頼に際しては、会議への出席が見込まれる方等を推薦いただくようお願いする。
35	124	包括支援課	意見	認知症に関しては、市民に広く正しく理解させるための普及活動が重要である。市としての認知症サポーター養成目標値である年間3,000人は達成しているものの、具体的な対策として掲げている商店/大型店、学校等、若年層への事業内容周知を引き続き行われたい。 また、現実的に認知症高齢者と接することが多い業態でも、認知症高齢者に関する正しい知識と理解をもつことが重要であるため、若年層への事業内容を周知するとともに、老人クラブ等の認知症高齢者との接点が多い業態に対する認知症サポーター養成講座の周知を引き続き行われたい。	平成28年度より、市立小学校54校全てにおいて、教育課程の中で、認知症サポーター養成講座を開催するよう学校長の理解を得て、実施出来ることとなった。また、10月以降、各地区にて認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施することから、商店等へ訓練への参加とあわせて、養成講座受講の声かけを行う。	左記のとおり措置済み。
36	127	包括支援課	意見	徘徊高齢者家族支援サービス事業の周知については、チラシ等を活用して公共施設や医療機関等において幅広く行っている。しかし、包括支援課以外でも認知症高齢者を対象とした事業があるが、その事業の利用者に対して直接的に本事業のサービス紹介がされていない。 高齢者の安全確保のためには、GPSを利用した早期発見は有効であることから、高齢者福祉課、介護保険課及び現在徘徊が発生した場合に窓口となる警察署と連携し、実際に徘徊高齢者を介護している相談者や他課の事業利用者へ直接的に徘徊高齢者家族支援サービス事業のサービス紹介を行われたい。	警察署へSOSネットワーク事業利用者等に、徘徊高齢者家族支援サービス事業のチラシを配布してもらうよう依頼した。また、高齢者福祉課や介護保険課については、改めて事業の周知を行い、協力を要請した。	左記のとおり措置済み。
37	127	包括支援課	意見	今後、徘徊高齢者家族支援サービス事業を単独で行うのではなく、高齢者福祉課のSOSネットワーク事業や自治会等が主体となって行うひとり暮らし高齢者等見守り活動等他の事業や活動との連携を行い、高齢者の見守りにも活かせる仕組みづくりを検討されたい。	警察署へSOSネットワーク事業利用者等に、徘徊高齢者家族支援サービス事業のチラシを配布してもらうよう依頼した。また、認知症高齢者徘徊模擬訓練の際、参加団体である自治会等に周知を行い、連携強化を図る。	左記のとおり措置済み。
38	129	包括支援課	意見	成年後見制度の普及にあたり、現在は判断能力のある者が対象となるため、ターゲットを絞った周知は難しいが、市では65歳になった市民に対して、市が発行している「介護保険・高齢者福祉ガイド」を送付している。その際に成年後見制度のパンフレットを同封することも周知手法の一つとして考えられるため、今後の周知手法として検討されたい。	「介護保険・高齢者福祉ガイド」及び「認知症ケアパス」の成年後見の欄を充実させ、相談窓口となっている社労士成年後見センターを追加で掲載した。関係する発行物の掲載内容を充実し、あわせて相談窓口を担う機関を通じて、周知を図った。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
39	131	地域福祉課	指摘	<p>地域福祉活動助成交付金については、決算額が当初予算額の半分にも達しない状況が続いている。このような状況下でも、予算に見合った交付実績を上げる必要がある。</p> <p>市では、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)のボランティアセンターに登録している団体数を、203団体(4,145人)であると把握しており、この中には交付対象となり得る団体も含まれていると思われる。また、平成27年度中に生活支援コーディネーターを配置する予定である。</p> <p>そこで、生活支援コーディネーターを有効活用して、交付対象となり得るボランティア団体の発掘や、新規のボランティア団体の立ち上げ支援を行う際に、本助成交付金の活用を勧めていくなど対策を講じるべきである。</p> <p>さらに、予算に見合った実績を上げるために実施した対応策の十分性について、事後的に評価する必要がある。</p>	<p>本助成金の申請について、チラシを関係各課に配架(平成28年4月)し、広報ふなばし(5月1日号)への掲載をした。また、「地域福祉活動助成金～交付申請の手引き～」を関係各課、出張所、公民館、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会に配架(平成28年5月)し、市ホームページにも手引きを掲載した。</p> <p>また、助成対象となり得る団体へ個別に連絡をし、助成金の活用を促した(平成28年4～5月)。</p> <p>さらに、出前講座で、この助成金についても説明(平成28年4～5月)し、その際に、助成金の申請についての記事を掲載した「助け合い活動立ち上げマニュアル第3版」を配布した。</p> <p>上記の方法で周知を図った結果、昨年度の交付決定団体数21団体に対し、今年度は24団体(内新規5団体)となる見込みのため、増加する予定である。交付決定額についても、昨年度は2,994千円に対し、今年度は3,180千円となる見込みのため、増加する予定である。</p> <p>また、助成金の活用を促した団体の中には、今年度は準備期間として来年度以降申請を希望する団体が5団体あるため、今年度の周知によって来年度以降さらに拡大する見込みであり、効果は十分にあると評価している。</p>	左記のとおり措置済み。
40	132、133	地域福祉課	意見	<p>今後、早急に社会福祉協議会における業務量について明確にし、その業務量に基づいた助成の実施により、非効率な助成をしていないということについて明確にすることが望まれる。</p>	<p>社会福祉協議会に業務量及び業務内容を明確にするように促した。</p>	左記のとおり措置済み。
41	135	地域福祉課	意見	<p>民生委員の人数について、市としては、民生委員を確保するための活動を続けており、現在は、町会・自治会、船橋市自治会連合協議会及び地区自治会連絡協議会からの更なる協力を得るべく、船橋市民生児童委員協議会と調整を図りながら協力要請文書の送付や推薦書式の変更等の改善を進めているが、早急に対応を進めることにより、民生委員法及び条例で定められた民生委員の定数である780人の確保を目指されたい。</p>	<p>現在は、一斉改選に向けて各地区で候補者を選出して頂いている最中であり、各地区に対して定数充足に向けて働きかけを行っている。</p>	<p>一斉改選による各地区の候補者選出状況を見極め、各地区に対する働きかけを強化し定数が充足するよう努める。</p> <p>一斉改選以降に欠員が生じた場合に、充足する方法として、自治会連合協議会及び各地区自治会連絡協議会からの支援を得られるよう、推薦書式を変更する。</p>

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
42	137	地域福祉課	意見	「船橋市地域防災計画」が修正され次第、「避難行動要支援者名簿」について、真に避難支援を必要とする者を優先して、同意書の提出を促されたい。 また、関連課と連携して、未同意者の再確認や連絡先等の情報の追加を行われたい。 より実効性のある「避難行動要支援者名簿」の作成のため、電話番号を記載した者については全て名簿に登録するとともに、民生委員等が保有している住民情報との照合を実施されたい。	船橋市地域防災計画(以下、計画)が平成28年2月18日に修正され、計画に基づく避難行動要支援者名簿を作成した。また同年3月31日に対象者に地域との情報共有に関する同意・不同意確認書を発送した。 現在、回答結果の集計・入力を進めており、電話番号の記載がある方については入力をしている。	未回答者に関しては回答をいただけるように継続して同意・不同意確認書を発送する。 なお、災害対策基本法、市地域防災計画に基づき市が作成する避難行動要支援者名簿に、民生委員等が保有している住民情報の取得や照合をする制度に現状なっていない事から、今後、制度が改正された場合には、検討をしていく。
43	140	地域福祉課	意見	現在の安心登録カードのパンフレットでは個人情報取扱いに関する記載が不足と考えられるため、パンフレットへの個人情報保護の具体的な手法の盛り込みを社会福祉協議会へ指導するか、個人情報取扱いに関する具体的な手法を説明したチラシを作成し、パンフレット配布や市からの情報共有同意書送付の際などにあわせて配布することで、市民の不安を取り除き、安心登録カードへの登録者数を増加させることを検討されたい。特に、町会や自治会といった公の組織・公務員以外に対して個人情報が共有されることに対し不安を感じる市民がいることから、町会・自治会での取扱いをより具体的に説明する必要があると考えられる。 また、市の災害時要援護者支援事業の同意書提出までで留まらず、安心登録カードの必要性を市民が理解し、安心登録カードの登録につなげるためにも、安心登録カードが実際に役に立った具体的な事例について安心登録カードのパンフレットに記載することもあわせて検討されたい。	市が行う避難行動要支援者支援事業(以前の災害時要援護者支援事業)と船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業は、連携して事業を実施しており、安心登録カードの実施主体である船橋市社会福祉協議会と、協力団体である船橋市民生児童委員協議会、船橋市自治会連合協議会の3団体に事業の連携協力依頼を行っている。 このことから、個人情報の取り扱いや具体例の記載については、船橋市社会福祉協議会と協議を行う必要があることから、今後の事業実施のあり方について、パンフレットに記載することもあわせて検討を促した。	左記のとおり措置済み。
44	143	介護保険課	意見	第6期介護保険事業計画にて介護老人保健施設整備計画を明記している以上、市としてどういった姿勢や施策により当該計画を推進もしくは後押しするのかを、明確にする必要があると考える。	監査時点と同じ。	介護人材確保対策事業を実施し、施設における介護の担い手である介護職員の確保を支援する。
45	147	介護保険課	意見	第6期計画策定におけるパブリック・コメントを実施するにあたり、市としては、特に高齢者層に対する情報周知や情報伝達の方法等を再度検討されたい。たとえば、計画案の要点等を広報ふなばし号外として回覧板で各戸に配付すること、市民説明会の資料の中に同号外を入れて帰宅後に読み返せるようにすることなどが考えられる。まずは、高齢者が実際に情報を入手している方法もしくは入手し易い方法等を調べ、有効と思われる情報伝達手段やツール等を検討されたい。	監査時点と同じ。	パブリックコメント実施時期に合わせ、市内5か所において開催している住民説明会の中で、パブリックコメントの周知を積極的に行う。
46	150、151	介護保険課	意見	市は、福祉用具・住宅改修事業者研修事業を随意契約により外部委託しているが、随意契約である以上、委託可能な業者が他に存在しないか否かを調査すべきである。 複数の業者が存在するのであれば、指名競争入札とすべきか否かを検討する余地も生じる。少なくとも現状の委託額水準においては入札を必須とするものではないが、費用効率化の観点から、複数業者の見積を参考にするなどの対応が望まれる。	監査時点と同じ。	平成28年度の契約にあたり、委託可能な事業者を調査し、見積書を徴取する。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
47	151	介護保険課	意見	福祉用具・住宅改修事業者研修事業の効果をより高めるという点からは、ケアマネジャーの参加率を増加させる必要があり、そのための更なる工夫が望まれる。たとえば、ケアマネジャーと施工事業者が相互に交流を図ることのできる機会の提供等は、単に参加率を向上させる以上に有効な取組と思われる。 現在、市はケアマネジャー向けと施工事業者向けの研修会を分けて実施しているが、合同開催する会も設定し、相互学習が進むような試みをされたい。その合同研修会にて、各受講者に好評であった事例研究等を共有すれば、双方が連携を進めるのに有効と思われる。加えて、両者の交流会やシンポジウムの開催等は、両者の直接的対話を実現できるため、相互連携の強化に有効と考えられる。	監査時点と同じ。	合同開催を行う方法、開催時期等について、30年度の予算要求を行う29年秋までに検討する。
48	153	介護保険課	意見	介護職員初任者研修費用助成事業の予算執行率が低い状況が、制度変更等の構造的な要因に起因するのであれば、予算規模の見直しや助成事業自体の見直しも検討する余地がある。 今後も予算執行率の低い状況が続く見込であれば、適正な予算規模への見直しを検討されたい。 助成事業自体の見直しという点では、助成対象のうちに他の介護関連資格の取得を加えることを検討し、介護従事者の増加及び質の向上を幅広く支援する事業とする工夫も、本事業の趣旨に合うものである。例えば、今後の在宅ケアニーズの拡大に対応して、「福祉用具専門相談員」や「福祉住環境コーディネーター」を助成対象に加えるなどが考えられる。また、資格制度においても入口だけではなく、「実務者研修」等の事後のステップアップを助成対象に加えるなども考えられる。本事業をより有効なものとするための創意工夫に努められたい。	平成28年度当初予算において、予算規模の見直しを行った。(100人分→80人分。) また、要綱を改正し、他市在住者であっても市内介護事業所に3月以上就業した場合は、助成の対象に加える等助成対象の要件を拡大した。	左記のとおり措置済み。
49	155	介護保険課	意見	介護保険訪問看護職員雇用促進事業について、予算執行率が伸びないという現状がある以上、予算規模の見直しも含め、事業の制度設計自体を再考する必要がある。 本事業の予算執行率が伸びない最大の原因は、事業者からのアンケート回答にもあるように、「事業者の営業エリア≠市町村の行政エリア」となることにある。両エリアが一致しないことはむしろ自然なことである以上、その普及にも自ずと限界がある。代替制度の検討を進める方がより事業目的に適ったものとなる可能性が高いと考えられる。市は、事業内容もしくは事業自体の見直しを含めた抜本的な取組を進められたい。	監査時点と同じ。	次期計画(平成30年度～32年度)を策定する29年度中に、代替事業も含め、検討していく。
50	156、157	介護保険課	意見	介護保険料徴収業務の委託については、介護保険料という公金の取扱いに関する業務や市民の個人情報を取り扱う業務であるため、所定の業務品質を確保する観点から、所定の基準を満たした登録業者の中から選定することは、合理的な取扱いであると判断できる。 しかし、ここ数年の指名先は3～4社であり、結果的に3社程度の委託先が受注しているため、委託先が少ない状態にあると判断できる。 そのため、指名業者を増やすなどの対応により、競争の実効性を継続的に確保し、一層の費用効率化に努められたい。	平成28年度は保険料の通知等の委託の4件に6社を指名するよう改めた。 (平成28年4月)	左記のとおり措置済み。
51	158、159	介護保険課	意見	介護保険料の確実な徴収を行う観点から、現状20.83%である普通徴収の口座振替利用率を更に高めることが望ましい。被保険者への利用の推進を図るため、資格取得後1年以上を経過しても特別徴収できない被保険者に対しては、口座振替依頼書を同封するなどの対応を検討されたい。	監査時点と同じ。	一年以上普通徴収が続く方に限り、口座振替依頼書の同封を次年度に向けて検討する。
52	161	介護保険課	意見	今後の収納率の維持・向上を図る観点から、介護保険料の負担が高くなっている第1段階、第2段階、特例第4段階、第5段階、第6段階の対象者に対しては、生活状況の調査等のきめ細やかな対応を実施しつつ、納付している被保険者との公平性も考慮して徴収業務を行われたい。	納入通知に納付相談について記載し、納付相談において状況に応じ減免や生保を案内している。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
53	164	介護保険課	意見	臨戸徴収は、滞納金の収納率が高いという点のみならず、所在情報等の重要な付随情報を入手できる可能性もあることから、可能な限り臨戸徴収の回数を増やすことが望ましい。 また、長期に不在と推測されるにもかかわらず、所在を確認していない滞納者について、所在の確認を実施されたい。 介護保険料の滞納者は、生活に不自由していることもあることから、必要に応じて、高齢者福祉課等に高齢者の状況を連絡されたい。	臨戸徴収に併せて滞納者の実態調査を行った。 また、状況に応じて高齢者福祉課等への連絡を行うこととした。(平成28年5月)	臨戸徴収の回数を増やすことは困難なことから、電話催告等他の効率的な徴収方法について検討する。
54	167	介護保険課	意見	滞納者の中には、減免及び猶予制度が利用できるにもかかわらず、当該制度への認識が無いが故に、結果として滞納状態となっている高齢者が存在するため、市は、納付書の発送時に減免申請に関する案内文を同封するなど、減免及び猶予制度の一層の周知に努められたい。	納入通知書発送時に減免申請に関する案内文を同封し、減免及び猶予制度の周知を図った。 (平成28年6月)	左記のとおり措置済み。
55	168	介護保険課	意見	市は被保険者へ還付通知書を1回送付しているが、被保険者への還付を一層促進することを検討されたい。例えば、1回通知したものの、一定期間還付請求がない者や還付金額が多額の者を抽出して、還付手続を促す文書を発送することが考えられる。	意見を踏まえ検討し、意見のとおり手続きの勸奨文を発送した。 (平成28年6月)	左記のとおり措置済み。
56	171	介護保険課	意見	今後ますます高齢化が進むにつれて、要介護認定更新の増加が予想されるため、新規の要介護認定に係る認定調査を市職員及び福祉サービス公社が担当し、更新等に係る認定調査については、可能な限り民間事業者へ委託することを検討されたい。	更新時に民間事業者へ受託意向を確認し、平成28年度からは近隣市事業者へ聞き取りを行った。	左記のとおり措置済み。 今後も、委託可能事業者の拡大を図っていく。
57	174	介護保険課	指摘	要介護認定の審査体制について、審査できる案件であれば、速やかに審査を行って処分を決定していかなければ、法定期限との乖離は縮まらず、むしろ拡大してしまう恐れがある。 また、認定の早期化は介護保険制度の信頼を高めることから、介護認定審査会の1回当たり35件という制約条件について見直すべきである。	介護認定審査会の1回当たりの審査案件数を35件固定から30～35件の案件数にすることで、幅を持たせ審査可能案件の審査持ち越しをなくし、早期認定に努めている。(平成28年3月)	左記のとおり措置済み。
58	178	介護保険課	意見	介護認定の申請件数の増加に伴い、主治医意見書の医療機関への依頼も増加しており、また、主治医においては意見書作成業務以外の業務もあることから作成が遅れていると考えられる。しかし、申請から処分までの日数が長期化し、処分延期の件数が増加していくと、介護保険制度の信頼を損なう恐れがある。今後さらに医療機関への協力依頼等を強化していくことが望まれる。 また、現在、市では主治医意見書の想定入手期限を12日間としているが、実際には12日以上かかっていることから、想定入手期限を実際にかかっている日数で見直し、その上で30日以内に処分が決定できるように他の業務も見直ししていくことが望まれる。	監査時点と同じ。 申請から処分までにかかる日数を30日以内とするための、主治医意見書の想定入手期限は12日間が妥当であると考える。	今後は、医療機関への電話催促を強化し、主治医意見書の想定入手期限内(12日間)となるよう努めていく。
59	181	介護保険課	意見	認定調査員の能力維持等のための研修は、介護保険制度の信頼性を高める基礎となることから、確実に実施できるように認定調査員に関する研修の規程類を整備することが望まれる。	「介護保険課認定調査員研修実施要領」を策定し、確実に実施できるように研修の規程類を整備した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
60	181	介護保険課	意見	福祉サービス公社や民間事業者の認定調査員の能力維持等を市として確認できる体制を構築することが望まれる。例えば、民間事業者の千葉県主催研修への出欠状況を確認することが必要と考えられる。また、欠席した事業者への資料配布等、欠席者に対するフォロー対策もあわせて検討されたい。	監査時点と同じ	出欠状況の確認やフォロー対策を検討し、今年度の12月～2月頃に行われる研修終了後から実施する。
61	183	介護保険課	意見	市は、介護給付等費用適正化事業の一環として調査票のチェックを行っているが、介護保険制度の信頼性を高めるためにも、また、調査票チェック作業の効果と効率性を向上させるためにも、チェック結果を整理・分析して、認定調査員研修等でフィードバックすることを検討する必要がある。	監査時点と同じ	他市町村の調査票チェック作業の体制状況を踏まえフィードバックの在り方を検討する。
62	187	介護保険課	意見	住宅改修等の点検に際しては、点検項目を設けた調査票(「介護保険住宅改修・福祉用具購入・貸与現地調査票」)を作成して点検の結果を記録しているが、当該調査票には現地において現物確認を実施した結果を記載する欄が設けられていない。現地に赴き現物を視認し、支給決定した内容との齟齬が無いか(明らかに中古品ではないかなど)を確認することは重要な点検項目である。そのため、現物確認を実施した結果を記載できるよう、調査票の様式を修正することが望まれる。	監査時点と同じ。	平成28年8月の調査より現物確認を実施した結果の記載欄を調査票に設ける。
63	187	介護保険課	意見	住宅改修等の点検対象の抽出方法は、改修等を実施した被保険者を母数として、市内24コミュニティの中から地域を決定した上で、無作為に抽出している。しかし、この抽出方法では、同年度内に重複して点検対象となるケアマネジャー及び施工事業者が生じている。住宅改修等の点検の趣旨を勘案すれば、点検がより多くの事業者に対して実施されることが重要であると考えられるため、事業者に万遍なく点検の機会が与えられるような抽出方法が望ましい。抽出方法は、施工事業者を母数とする方法も考えられる。	効率的に調査を実施するためには、地域単位の抽出が必要と考えるが、意見を踏まえ、なるべく多くの事業者について点検できるよう、8月実施分以降の抽出においては、調査の実施件数が少ない事業者を優先するよう改めた。	左記のとおり措置済み。
64	192	介護保険課	意見	市が実施している介護給付等費用適正化事業について、「居宅介護支援請求状況一覧表(総括表)」と「通所サービス請求状況一覧表」の点検も含め、具体的な目標設定及び効果測定を検討・整備の上、取り組むことが望まれる。	当該業務については、「居宅介護支援請求状況一覧表(総括表)」と「通所サービス請求状況一覧表」の点検も含め、その実施時期・実施回数等について、指導監査課とも協議中。	左記の協議を踏まえ、当該業務について平成28年10月中旬に整備する。
65	193	介護保険課	意見	介護給付等費用適正化事業の結果を事業所の指導監査等に活用すべく、本事業の実施結果を分析・集計して他の部署と情報共有することが望まれる。	監査時点と同じ。	本年度より、介護給付等費用適正化事業の実施結果について、集計・分析をとりまとめるとともに、指導監査課に情報提供を行う。
66	194、195	介護保険課	意見	過誤調整の発生事由の分類、集計の手法を確立するとともに、これに基づく過誤調整の原因分析を行い、集団指導等で事業所に周知徹底することが望まれる。	監査時点と同じ。	現行システムにおいて過誤の原因を分析することは困難だが、事業所の請求誤りを減らすため平成28年9月の集団指導において請求時には2重にチェックするなどの確認方法について見直しをお願いする。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
67	197	指導監査課	意見	今後も、不適切な報酬請求が発生しないよう、実地指導及び集団指導を通じた十分な指導が望まれる。	平成27年10月の課の設立時より不適切な報酬請求が発生しないよう実地指導や国等からの通知を周知することで事業所へ指導している。また平成28年9月実施予定の集団指導の内容について精査を行っている。	左記のとおり措置済み。今後も実地指導、集団指導において適切な報酬請求を行うよう事業所へ指導していく。
68	199	介護保険課	意見	国保連審査によるエラーが抽出された事業所に対しては、市から積極的に原因の連絡を行うことで、事業所側のルール認識不足の解消を図ることが望まれる。また、今回、事業所において認識不足があった「月末時点」の情報に基づき提出するというルールについては、他の事業所でも同様にルールの認識不足となっている可能性があるため、他の事業所における同様の認識不足の有無を調査し、その上で適切な対処を行うことを検討されたい。	監査時点と同じ。	平成28年9月に実施する集団指導において、国保連請求に係る注意点について周知する。
69	203	介護保険課	意見	被保険者の保護という観点から、住宅改修の事前申請に対する住宅改修内容の事前確認及び「(介護保険)住宅改修内容承認(不承認)通知書」の発送事務については、その判断内容に関する決裁を行うなど、確実な事務の執行が担保される体制を構築されたい。	監査時点と同じ。	「(介護保険)住宅改修内容承認(不承認)通知書」については、平成28年10月より決裁の後に発送することとする。
70	206	介護保険課	意見	施設サービス利用者負担限度額の認定を行う際に、認定における確認漏れや判断誤りを未然に防ぐため、認定要件への合致を確認するための手続、参照すべき資料、留意点等が記載されたチェックリストを作成し、これを利用して認定を行うことが望まれる。	監査時点と同じ。	各申請者ごとに、認定・不認定に至る判断過程が確認できるチェックリストを平成28年中に作成する。
71	208、209	介護保険課	意見	認知症訪問支援サービスの利用実績が見込を大幅に下回っていることから、単に実績に合わせて見込量を減らすのではなく、当初見込量との乖離原因を分析の上、利用者増加のための普及策を検討することが望まれる。	監査時点と同じ。	原因の分析を行い、サービスメニューの見直し、運用面の改善を行うことで認知症支援施策の更なる充実を図る。平成29年度中に検証・改正案の作成等を行い、平成30年度より実施予定。
72	212	介護保険課	意見	在宅サービス利用者負担対策事業において助成認定を行う際に、認定における確認漏れや判断誤りを未然に防ぐため、認定要件への合致を確認するための手続、参照すべき資料、留意点等が記載されたチェックリストを作成し、これを利用して認定を行うことが望まれる。	監査時点と同じ。	各申請者ごとに、認定・不認定に至る判断過程が確認できるチェックリストを平成28年中に作成する。
73	212	介護保険課	意見	在宅サービス利用者負担対策事業について、要支援・要介護認定者数が増加しているにもかかわらず、実績が増加していない要因を分析して現状把握を行った上で、周知手法等を検討することが望まれる。	市独自の制度のため、更なる周知を図る必要がある。広報による周知(平成28年6月)を図った。	平成28年9月に実施する集団指導においても周知するほか、特にケアマネジメントを担う居宅介護支援事業所に向けて個別に通知することにより本制度の更なる活用を促す。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
74	214	指導監査課	意見	集団指導の実施に関し、欠席した指定事業所に対するフォローについては、少なくとも送付した資料やホームページの閲覧を行ったか否かを確認するなど、集団指導に出席したと同様の情報伝達が行われたかについて検証することが望ましい。また、出席率が悪い指定事業所がでてきた場合には、何らかの指導を行うことについても検討されたい。	平成27年10月の課の設立時より欠席事業所へは資料送付のほか、実地指導にて次回集団指導への出席の促しや資料内容の確認を求めている。 また、2年連続欠席事業所においては、電話連絡で出席の促しをするとともに、実地指導未実施事業所に対して実地指導を行っている。(7月1日時点で、3事業所のうち2事業所へ実地指導済。)	次回集団指導は、9月末を予定しており事前に前回欠席事業所(医療みなしを除く)に対して電話連絡を予定している。 また、出席率の悪い事業所においては今後も重点的に実地指導を行っていく。
75	215	指導監査課	意見	実地指導の担当職員の品質管理について、現場でのOJTのみではなく、実地指導時における事例等の情報共有を図り、より適切な実地指導を実施するために、担当職員全員が庁内における研修会・検討会を受講することが望まれる。	平成27年10月の課の設立時より実地指導時における指摘事項は担当職員間での情報共有を図っている。	今後は庁内での事例検討等を通して一層の情報共有の充実を図っていく。
76	217	指導監査課	意見	実地指導事務及び集団指導事務の充実を図るとともに、実地指導から漏れた指定事業所における法令違反、基準違反等を発見し指導していくために、市の各課における連携を密にし、提供された情報が活かせるような体制の整備及び充実を図っていく必要がある。現状、通報によりもたらされる情報は高齢者福祉課に多く集まるため、指導監査課指導監査第三係への情報伝達を迅速にし、指導監査課で内容を確認するとともに、監査の必要性があることが判明した場合には、速やかに監査が実施できる体制づくりを推進することが望まれる。	平成27年10月の課の設立時より高齢者福祉課からの情報伝達を確立しており、速やかに監査が実施できる体制が構築できている。	左記のとおり措置済み。 今後も関係課との連携を密にし、通報が入った際に速やかに監査が実施できる体制を整えていく。
77	219	指導監査課	意見	指導監査第三係及び指導監査第二係においては、介護保険課及び高齢者福祉課から独立した形での集約であることから、情報収集や情報共有及びその迅速性等において組織改編前と同様の関係が維持できるよう、各関連部署との連携を進め、事務を執行されたい。	平成27年10月の課の設立時より指導監査課単独での判断では行えない事務に対しては、関連各部署と連携し事務を執行している。	左記のとおり措置済み。 今後も関連各部署と連絡を密にし連携体制を整え事務を執行していく。
78	220	指導監査課	意見	事業所からの事故報告について、状況確認が行われるような稀有な事故については、改善提案をするとともに、集団指導等で報告して事例を共有することにより、事業者に対して注意喚起して、再発防止に努められたい。	平成27年10月の課の設立時より状況確認を要する事故については、事業所への確認を行うとともに適切な助言等を行い再発防止に努めるよう注意喚起を行っている。	集団指導時においては、頻発する事故や利用者の生命に関わる事故等を抜粋して資料に掲載し注意喚起を行っていく。
79	235	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	公益財団法人として理事の責任が重くなっていること、また、外部理事の助言を得る貴重な機会であることを踏まえて、事務局の資料説明の時間を短縮するなど、理事会の会議運営方法について検討されたい。	平成28年2月の予算理事会等や同年5月の決算理事会等においては、極力、事務局からの資料説明の時間を短縮し、理事等からの発言の場を設けるように努めた。	左記のとおり措置済み。 今後も、事務局からの資料説明の時間短縮等に努め、限られた時間の中で助言が得られ易い会議運営を目指していく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
80	236	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	指摘	委託契約の管理について、競争入札ではない場合での契約の決裁時には、業者を選定した理由や検討内容を明確にして、他の業者ではなくその業者を選定することの妥当性を明瞭にすることが必要である。	契約伺いの起案時に、起案者が業者の選定理由を明確に記載すると同時に、決裁ラインの職員も選定理由の確認をするよう改めた。 (平成27年10月)	左記のとおり措置済み。
81	237	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	情報セキュリティに関して、パスワードの定期的な更新等、必要な規定を検討して設定し、実施されたい。	平成28年2月25日に情報セキュリティ管理規程を制定した。 当該管理規程第11条でパスワードの管理について規定し、3ヶ月以内の変更などを定め、運用している。	左記のとおり措置済み。 今後も定期的なパスワードの更新など、当該管理規程に即した運用を行い、情報セキュリティに留意した事務処理を継続していく。
82	238	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	個人情報の取扱いに関する研修のように、研修を実施することにより有用な知見を得られるテーマに関しては、年度内の早期に実施することにより、予算の効果を対象年度内で発現できるように工夫することが望まれる。	職員研修として、ハラスメント研修を平成28年9月30日と10月5日に、接遇研修を同年11月7日と24日に、また安全運転講習を同年12月20日と22日に実施する予定。 限られた会議室を他団体との調整を図りながら、適切な時期に実施できるよう工夫した。	研修効果が当該年度内に発現することが望ましいものについては、今後も研修の実施時期について、留意していく。
83	240	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	普及啓発事業における、ごあんない・保存版の発行にあたっては、今後は、年度の適切な時期に発行されたい。	今年度の発行は、10月を目途にしている。タブロイド版で発行している保存版を、カタログ形式に変更することを現在検討中で、今年度後半には利便性を考慮したもので発行する予定。	適切な時期の発行に留意していく。
84	240	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	各事業の周知に関して、二次予防対象者把握事業で毎年2,000件訪問して把握した情報や、福祉サービス公社で実施している各事業で把握した各利用者の状況等、事業を行う中で把握した情報を名寄せして統一的な管理を行うことで、各市民のニーズに沿った効率的・効果的な周知が可能になると考える。福祉サービス公社は現在、公共施設以外での配架の検討や、各事業の問い合わせ者に何で事業を知ったかアンケートを取ることで、効果的・効率的な周知を行うための検討を進めているため、市とも協力しながら市民の状況把握を行い、各事業にターゲットを絞ったチラシの配布等の周知手法を今後確立されたい。	監査時点と同じ。	利用者情報の名寄せには、個人情報の取扱いについて受託元となる市の関係各課との調整等が必要となるため、市の動向等を注視しつつ、検討していく。
85	241	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	軽度生活援助員の派遣待ちをできるだけ解消するため、派遣待ちの地域における援助員の勧誘を強化されたい。派遣待ちの地域において、特に募集していることを強調したチラシを置いたり、援助員の知人の紹介を受けるなど、実施可能な募集方法がある。	軽度生活援助員の募集用のチラシを100枚程度作成し、派遣待ちの地域での勧誘を意図した援助員への協力依頼をし、ポスティング等を実施した。 また、東葉高速鉄道の東海神駅、飯山満駅、北習志野駅、船橋日大前駅の4駅に平成28年6月6日から21日までの間、また、同年7月11日から19日までの間も援助員募集のチラシの掲示依頼をし、A2版大のチラシ掲示を実施した。	左記のとおり措置済み。 今後も、援助員の勧誘に向けた努力をしていく。

番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成28年7月1日現在)	今後の方針
86	243	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	緊急一時支援事業のサービス内容の一つが、病院・薬局への付き添いであることから、例えば、高齢者の利用が多い病院・薬局の協力を得て、通院等をしている高齢者へチラシやマグネットを配布してもらうことが考えられる。	本事業の利用案内のリーフレット及びマグネットの配架については、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会の協力により、市内の病院や薬局にて平成28年3月から実施している。	左記のとおり措置済み。 今後も、船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会の協力を得ながら、継続していきたいと考えている。
87	245	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	傾聴ボランティア員のスキルを一定以上に保つためにも、現在は傾聴ボランティア員の希望による任意参加としている講座等について、福祉サービス公社としても出席を推奨し、また、傾聴ボランティア員の講座等への出席状況により、講座等にしばらく参加していない者に、直接、出席を促すなどの対応が望まれる。	過去3年間に研修に参加していない傾聴ボランティア員を対象として、現在活動中の人には活動の見直しを、活動休止中の人には傾聴活動への意欲を高める機会となることを目的に、リフレッシュ研修を企画し、傾聴の基本についての講義と各自の現状報告や活動における悩み等を議論するためのグループワークを行った。 平成27年度実施分として平成28年3月10日に、また平成28年度実施分として同年6月14日に実施した。 平成27年度の研修では対象者51名中20名の方の参加が、平成28年度の研修でも対象者65名中20名の方の参加があった。	左記のとおり措置済み。 来年度も同様に、リフレッシュ研修を実施していく予定。
88	246、 247	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	福祉サービス公社では、執務場所が分割された現在の執務体制を一つのフロアに集約することにより、組織体制の一元化と、職員間の業務の共有化によるスキルアップを目指した、執務位置の統合プロジェクトを立ち上げている。そのような取組の中で、実際の業務内容を再度見直すことにより業務の適正な水準を検討し、その水準で業務を遂行することが望まれる。	執務室の統合は、平成28年9月中旬に実施する予定。 また、執務室の統合に先だって、統合によるメリットがより効果的に発揮されるよう、公社職員としての共通認識の醸成等を意図した社内事業説明会を8月と9月に実施し、全ての職員が共通の認識で職務に臨めるよう準備している。	左記のとおり措置済み。 執務室統合により、組織体制の一元化や、問題点等の認識の共有化を図りながら、これらの効果として、業務内容の見直しや業務の適正水準を検討していけるよう努めていく。
89	249	福祉サービス公社 (高齢者福祉課)	意見	福祉サービス公社においては、現在の介護システムを使用することにより、特定事業所への集中比率が80%以下となるよう常に監視している。現状の監視を続け、集中比率が80%を超えないよう注意するとともに、仮に80%を超えた場合には、速やかに特定事業所集中減算算定表を提出するよう、心がけられたい。	平成26年度に特定事業所集中減算の誤りが発覚して以後、集中比率の監視を継続して実施している。	左記のとおり措置済み。 今後も引き続き、集中比率が80%以下となるよう監視を続けていく。